

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

株式会社田村測量設計事務所

田村 道雄 殿

令和5年6月30日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条の85第1項第2号
航空法第132条の86第2項第2号及び第3号

許可等の期間： 令和5年8月1日から令和6年7月31日

飛行の経路： 青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

登録記号等： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機を飛行させる者： 斉藤俊祐、田村道雄、石田望、岸渉、田村雄太、板垣芳博
小川史彦、佐藤優斗、森谷旭陽、我妻智

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」並びに「機体認証」及び「技能証明」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。
- ・令和4年6月20日からの無人航空機の登録義務化以前に許可・承認を受けた申請のうち、登録記号がない許可書等を所持している場合は、別途送付される登録記号等の通知を本許可書等と併せて飛行の際に携行すること。

令和5年7月28日

東京航空局長 今井 和哉